

## V 障害者職業紹介状況

- ※ 身体障害者……障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号の別表に該当する者。
- 知的障害者……知的障害がある者であって、厚生労働省令で定める者。
- 重度身体障害者……身体障害の程度が重い者であって、厚生労働省令で定める者。
- 重度知的障害者……知的障害の程度が重い者であって、厚生労働省令で定める者。
- 精神障害者……障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第1条の4による障害者。
- その他の障害者……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を保有しない者であって、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患等により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。

1. 障害者の職業紹介状況－その1

項目		年度・安定所別		桑 名	四日市	鈴 鹿	津	松 阪	伊 勢	伊 賀	尾 鷲	熊 野
		令和元年度	令和2年度									
新規求職申込件数	合 計	3,331	3,243	407	776	438	590	308	344	306	40	34
	身 体 障 害 者	974	902	93	188	116	161	95	105	107	23	14
	うち 重 度	376	285	17	61	41	57	34	31	33	8	3
	知 的 障 害 者	513	470	75	121	59	70	37	54	42	2	10
	うち 重 度	92	65	11	16	9	7	3	9	10	0	0
	精 神 障 害 者	1,604	1,578	207	402	235	271	155	147	141	14	6
	そ の 他 障 害 者	240	293	32	65	28	88	21	38	16	1	4
就 職 件 数	合 計	1,674	1,573	223	292	254	279	164	184	129	19	29
	身 体 障 害 者	429	350	33	45	62	68	34	46	41	8	13
	うち 重 度	140	110	8	15	21	22	11	13	16	2	2
	知 的 障 害 者	285	338	55	71	63	37	38	32	30	2	10
	うち 重 度	66	76	18	14	9	3	11	11	7	1	2
	精 神 障 害 者	875	755	120	146	119	138	81	91	50	8	2
	そ の 他 障 害 者	85	130	15	30	10	36	11	15	8	1	4
新規登録者数	合 計	1,480	1,454	204	322	217	248	144	159	116	27	17
	身 体 障 害 者	422	413	55	85	61	66	42	43	41	17	3
	うち 重 度	170	117	0	23	20	26	18	11	13	6	0
	知 的 障 害 者	206	206	36	46	29	26	18	28	14	1	8
	うち 重 度	10	4	0	1	1	0	0	1	1	0	0
	精 神 障 害 者	706	668	90	160	108	112	69	67	50	8	4
そ の 他 障 害 者	146	167	23	31	19	44	15	21	11	1	2	

1. 障害者の職業紹介状況－その2

(令和3年3月末現在)

項目		年度 安定所別		桑 名	四日市	鈴 鹿	津	松 阪	伊 勢	伊 賀	尾 鷲	熊 野
		令和元年度	令和2年度									
計	合 計	16,730	17,677	2,571	3,583	2,311	2,981	2,063	1,834	1,628	367	339
	うち重度	3,997	4,015	605	736	526	680	505	421	356	105	81
	身体障害者	7,143	7,299	1,103	1,360	927	1,155	871	787	723	185	188
	うち重度	2,820	2,827	414	509	363	516	344	283	252	80	66
	知的障害者	3,545	3,715	522	806	494	506	444	395	388	80	80
	うち重度	1,177	1,188	191	227	163	164	161	138	104	25	15
	精神障害者	5,402	5,857	867	1,262	815	1,055	693	564	460	88	53
その他障害者	640	806	79	155	75	265	55	88	57	14	18	
有効求職者	合 計	3,681	3,964	534	463	741	1,003	321	351	336	126	89
	うち重度	682	665	57	71	116	177	67	63	62	33	19
	身体障害者	1,343	1,445	172	128	265	362	138	143	135	57	45
	うち重度	554	562	46	56	94	157	59	53	53	28	16
	知的障害者	501	492	73	82	96	88	23	38	44	27	21
	うち重度	128	103	11	15	22	20	8	10	9	5	3
	精神障害者	1,609	1,731	258	223	345	429	147	138	133	40	18
その他障害者	228	296	31	30	35	124	13	32	24	2	5	
就業中の者	合 計	10,687	11,255	1,480	2,607	1,468	1,702	1,348	1,297	959	187	207
	うち重度	2,808	2,847	403	578	392	448	359	320	242	56	49
	身体障害者	4,685	4,745	570	1,066	610	689	561	578	444	106	121
	うち重度	1,833	1,848	237	381	257	309	220	200	159	43	42
	知的障害者	2,772	2,913	400	661	386	393	366	337	284	38	48
	うち重度	975	999	166	197	135	139	139	120	83	13	7
	精神障害者	2,906	3,184	470	796	435	493	386	339	207	32	26
その他障害者	324	413	40	84	37	127	35	43	24	11	12	
保留中の者	合 計	2,362	2,458	557	513	102	276	394	186	333	54	43
	うち重度	507	503	145	87	18	55	79	38	52	16	13
	身体障害者	1,115	1,109	361	166	52	104	172	66	144	22	22
	うち重度	433	417	131	72	12	50	65	30	40	9	8
	知的障害者	272	310	49	63	12	25	55	20	60	15	11
	うち重度	74	86	14	15	6	5	14	8	12	7	5
	精神障害者	887	942	139	243	35	133	160	87	120	16	9
その他障害者	88	97	8	41	3	14	7	13	9	1	1	

## 2. 障害者の産業別・職業別・障害部位別・規模別就職状況

(令和2年度)

産業別・職業別 障害部位別・規模別		区分		知的障害者		精神障害者	その他 障害者
		身体障害者	うち重度	うち重度	うち重度		
産 業 別	合計	350	110	338	76	755	130
	AB 農, 林, 漁業	4	0	9	3	23	6
	C 鉱業	0	0	0	0	1	0
	D 建設業	21	7	3	0	23	2
	E 製造業	43	15	59	10	86	16
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	0	0
	G 情報通信業	2	0	0	0	1	1
	H 運輸業, 郵便業	22	5	19	4	27	2
	I 卸売業, 小売業	15	6	32	7	47	9
	J 金融業, 保険業	3	1	0	0	3	1
	K 不動産業, 物品賃貸業	4	2	3	0	4	0
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	2	1	0	0	6	0
	M 宿泊業, 飲食サービス業	12	2	12	5	15	5
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	5	1	3	0	9	6
	O 教育, 学習支援業	4	2	1	0	11	0
	P 医療, 福祉	117	41	145	35	381	54
Q 複合サービス業	1	0	6	2	5	0	
R サービス業	45	10	45	10	69	12	
ST 公務, その他	49	17	1	0	44	16	
職 業 別	合計	350	110	338	76	755	130
	A 管理	1	1	0	0	2	0
	B 専門・技術	35	11	9	3	27	8
	C 事務	82	27	18	2	130	32
	D 販売	7	4	15	4	10	1
	E サービス	46	14	40	8	78	17
	F 保安	11	1	2	0	7	3
	G 農林漁業	10	2	24	7	48	7
	H 生産工程	37	13	74	14	99	22
	I 輸送・機械運転	21	6	1	0	14	3
	J 建設・採掘	9	2	1	0	13	1
	K 運搬・清掃・包装等	91	29	154	38	327	36
	分類不能の職業	0	0	0	0	0	0
障 害 部 位 別	合計	350	110				
	01 視覚	21	9				
	02 聴覚	38	22				
	03 平衡機能	1	0				
	04 音声・言語	3	0				
	05 上肢切断	6	0				
	06 上肢機能	70	17				
	07 下肢切断	8	0				
	08 下肢機能	88	9				
	09 体幹機能	32	8				
	10 脳病変上肢機能	1	1				
	11 脳病変移動機能	0	0				
	12 心臓機能	45	20				
	13 腎臓機能	25	21				
	14 呼吸器機能	2	1				
	15 膀胱・直腸機能	6	1				
	16 免疫機能	3	1				
	17 肝臓機能	1	0				
	19 その他の身体障害	0	0				
企 業 規 模	合計	350	110	338	76	755	130
	49人以下	130	31	111	34	321	49
	50~99人	39	12	49	5	120	18
	100~299人	53	22	70	11	120	19
	300~499人	32	9	22	6	46	7
	500~999人	12	6	18	3	36	4
1000人以上	84	30	68	17	112	33	

### 3. 障害者の求職登録状況

(令和3年3月末現在)

区分	障害部位	性、程度	計		男	女	計のうち 重度障害者	
有効求職者	合計		3,964	(2,222)	2,466	1,487	665	(468)
	身体障害者計		1,445	(1,199)	943	497	562	(450)
	01. 視覚		86		65	21	47	
	02~04 聴覚・平衡・音声言語		132		77	55	70	
	05.06 上肢切断機能		277		187	89	90	
	07.08 下肢切断機能		410		218	192	68	
	09. 体幹機能		101		74	26	32	
	10.11 脳病変による運動機能		8		6	2	2	
	12~17 内臓機能		427		312	112	252	
	19. その他身体障害		4		4	0	1	
	知的障害者計		492	(89)	311	179	103	
	精神障害者計		1,731	(824)	1,028	699		
	31. 統合失調症		258		158	100		
	32. そううつ病(そう病・うつ病を含む)		615		342	270		
33. てんかん		70		46	24			
34. その他精神障害		788		482	305			
その他障害者		296	(108)	184	112			
就業中の者	合計		11,255	(6,208)	7,365	3,859	2,847	(1,566)
	身体障害者計		4,745	(3,683)	3,218	1,521	1,848	(1,314)
	01. 視覚		276		196	79	135	
	02~04 聴覚・平衡・音声言語		842		488	354	524	
	05.06 上肢切断機能		1,008		763	242	246	
	07.08 下肢切断機能		1,304		809	495	212	
	09. 体幹機能		266		184	82	89	
	10.11 脳病変による運動機能		74		41	33	42	
	12~17 内臓機能		975		737	236	600	
	19. その他身体障害		0		0	0	0	
	知的障害者計		2,913	(877)	1,961	935	999	
	精神障害者計		3,184	(1,499)	1,931	1,247		
	31. 統合失調症		187		121	65		
	32. そううつ病(そう病・うつ病を含む)		384		213	171		
33. てんかん		37		24	13			
34. その他精神障害		2,576		1,573	998			
その他障害者		413	(128)	255	156			
保留中の者	合計		2,458	(1,667)	1,573	876	503	(389)
	身体障害者計		1,109	(991)	780	325	417	(360)
	01. 視覚		61		46	15	30	
	02~04 聴覚・平衡・音声言語		122		82	39	61	
	05.06 上肢切断機能		217		156	60	74	
	07.08 下肢切断機能		302		180	121	42	
	09. 体幹機能		71		54	16	23	
	10.11 脳病変による運動機能		9		6	3	7	
	12~17 内臓機能		325		255	70	180	
	19. その他身体障害		2		1	1	0	
	知的障害者計		310	(116)	194	115	86	
	精神障害者計		942	(511)	534	404		
	31. 統合失調症		61		35	26		
	32. そううつ病(そう病・うつ病を含む)		97		45	52		
33. てんかん		13		9	4			
34. その他精神障害		771		445	322			
その他障害者		97	(46)	65	32			

(注) ( )内は45歳以上の者

#### 4. 地方公共団体等における障害者の雇用状況

##### (1) 法定雇用率2.5%が適用される機関

(令和2年6月1日現在)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数						③ 実雇用率 E÷①×100	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	G. 精神短時間のうち〔注〕4に該当する者	E. 計 A×2+B+C+(D-G)×0.5+G		F. うち新規雇用分
県の機関	人 5,259.5 ( 5,510.5 )	人 52 ( 55 )	人 5 ( 2 )	人 53 ( 52 )	人 8 ( 6 )	人 1 ( 0 )	人 166.5 ( 167.0 )	人 6.5 ( 4.0 )	% 3.17 ( 3.03 )
市町の機関	23,046.5 ( 21,163.0 )	135 ( 125 )	6 ( 3 )	237 ( 215 )	17 ( 15 )	2 ( 3 )	522.5 ( 477.0 )	49.0 ( 42.5 )	2.27 ( 2.25 )

- [注]1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 G欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。  
①平成29年6月2日以降に採用された者であること  
②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は令和元年6月1日現在の数値である。

##### (2) 法定雇用率2.4%が適用される機関

(令和2年6月1日現在)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数						③ 実雇用率 E÷①×100	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	G. 精神短時間のうち〔注〕4に該当する者	E. 計 A×2+B+C+(D-G)×0.5+G		F. うち新規雇用分
県教育委員会	人 12,323.5 ( 12,431.0 )	人 72 ( 70 )	人 11 ( 9 )	人 143 ( 127 )	人 20 ( 15 )	人 5 ( 2 )	人 310.5 ( 284.5 )	人 47.5 ( 50.0 )	% 2.52 ( 2.29 )

[注](1)の表と同じ

## 5. 民間企業における障害者の雇用状況

### (1) 三重県の一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

(各年6月1日現在 単位：人、%、ポイント)

年	平成 25	26	27	28	29	30	令和 1	2
区分								
障害者数	2,703.0	3,077.5	3,448.5	3,671.0	3,865.0	4,259.5	4,439.0	4,571.5
増・減	119.0	374.5	371.0	222.5	194.0	394.5	179.5	132.5
実雇用率	1.60	1.79	1.97	2.04	2.08	2.20	2.26	2.28
増・減	0.03	0.19	0.18	0.07	0.04	0.12	0.06	0.02

- [注] 1. 雇用義務のある企業（平成24年度までは56人以上規模、25年度～29年度は50人以上規模、30年度以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。  
2. 障害者数とは、次に掲げる者の合計数である。

平成23年度 以降	平成18年度 以降	平成17年度 まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
			知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
			重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
			精神障害者
			精神障害者である短時間労働者（0.5人でカウント）
			身体障害者である短時間労働者（0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者（0.5人でカウント）

ただし、平成30年度以降は精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。  
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること。

### (2) 障害者の雇用状況

(令和2年6月1日現在)

区分	企業数	常用 労働者数	障害者数				合計 (A×2+B+ (C-D)×0.5+D)	実雇用率	雇用率達成 企業の割合
			A 重度 障害者	B 重度障 害者以外の 障害者	C 短時間障害者				
					D Cのうち [注]3に 該当する者				
一般の民間企業	企業 1,224 (1,221)	人 200,269.5 (196,375.0)	人 870.0 (868.0)	人 2,223.0 (2,205.0)	人 963.0 (786.0)	人 254.0 (210.0)	人 4,571.5 (4,439.0)	% 2.28 (2.26)	% 59.0 (58.3)

- [注] 1. 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。  
2. 障害者数とは、身体障害者と知的障害者と精神障害者の計である。A欄の重度障害者についてはダブルカウントを行っている。B欄の「重度以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。C欄の「短時間障害者」には身体・知的・精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。  
3. 精神障害者である短時間労働者であって、平成29年6月2日以降に雇い入れられた者、平成29年6月2日より前に雇い入れられた者で同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者のいずれかに該当する者は、1人とカウントしている。  
4. ( )内は令和元年6月1日現在の数値である。

### (3) 規模別障害者の雇用状況

(令和2年6月1日現在)

区分	企業数	常用 労働者数	障害者数				合計 (A×2+B+ (C-D)×0.5+D)	実雇用率	雇用率達成 企業の割合
			A 重度 障害者	B 重度障 害者以外の 障害者	C 短時間障害者				
					D Cのうち [注]3に 該当する者				
人 45.5人～ 100人未満	企業 656 (667)	人 43,157.0 (43,799.5)	人 132 (146)	人 449 (445)	人 414.0 (264.0)	人 117.0 (81.0)	人 978.5 (909.5)	% 2.27 (2.08)	% 56.3 (53.2)
100人～ 300人未満	429 (417)	66,293.5 (64,577.0)	288 (276)	827 (829)	315.0 (317.0)	71.0 (78.0)	1,596.0 (1,578.5)	2.41 (2.44)	63.9 (66.4)
300人～ 500人未満	81 (81)	27,948.5 (28,157.5)	119 (129)	292 (294)	81.0 (66.0)	23.0 (17.0)	582.0 (593.5)	2.08 (2.11)	55.6 (61.7)
500人～ 1,000人未満	43 (44)	28,321.0 (29,119.5)	132 (141)	299 (303)	70.0 (73.0)	25.0 (23.0)	610.5 (633.0)	2.16 (2.17)	48.8 (47.7)
1,000人以上	15 (12)	34,549.5 (30,721.5)	199 (176)	356 (334)	83.0 (66.0)	18.0 (11.0)	804.5 (724.5)	2.33 (2.36)	86.7 (75.0)
計	1,224 (1,221)	200,269.5 (196,375.0)	870 (868)	2,223 (2,205)	963.0 (786.0)	254.0 (210.0)	4,571.5 (4,439.0)	2.28 (2.26)	59.0 (58.3)

[注] (2)に同じ。

(4) 産業別障害者の雇用状況

(令和2年6月1日現在)

事項 産業別	企業数		法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数		障害者の数						実雇用率	雇用率達成 企業の割合						
					A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C短時間障害者		合計 (A×2+B+ (C-D)×0.5+D)									
							D	Cのうち [注]3に該当 する者										
人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%								
農、林業、漁業	5	(5)	538.5	(526.0)	0	(0)	12	(12)	3.0	(3.0)	0.0	(1.0)	13.5	(14.0)	2.51	(2.66)	100.0	(80.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	2	(2)	596.0	(549.0)	3	(3)	4	(3)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	10.0	(9.0)	1.68	(1.64)	50.0	(50.0)
建設業	42	(41)	3,746.0	(3,664.5)	27	(21)	39	(47)	4.0	(3.0)	0.0	(0.0)	95.0	(90.5)	2.54	(2.47)	59.5	(68.3)
製造業	379	(380)	69,700.0	(69,042.0)	336	(334)	762	(751)	75.0	(69.0)	23.0	21.0	1,483.0	(1,464.0)	2.13	(2.12)	60.9	(59.5)
食料品・たばこ	59	(59)	10,428.5	(10,338.0)	45	(44)	117	(112)	20.0	(19.0)	9.0	(10.0)	221.5	(214.5)	2.12	(2.07)	72.9	(64.4)
繊維	9	(9)	868.0	(873.5)	4	(6)	8	(11)	5.0	(3.0)	1.0	(0.0)	19.0	(24.5)	2.19	(2.80)	55.6	(77.8)
木材・家具	3	(4)	230.0	(270.0)	1	(1)	5	(5)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	7.0	(7.0)	3.04	(2.59)	100.0	(75.0)
パルプ・ 紙・印刷	9	(8)	780.5	(698.0)	3	(4)	5	(3)	1.0	(1.0)	0.0	(0.0)	11.5	(11.5)	1.47	(1.65)	33.3	(37.5)
化学工業	47	(46)	7,161.5	(6,827.5)	27	(26)	74	(68)	7.0	(5.0)	2.0	(0.0)	132.5	(122.5)	1.85	(1.79)	55.3	(54.3)
窯業・土石	15	(17)	2,444.5	(2,549.0)	13	(15)	24	(29)	1.0	(2.0)	0.0	(1.0)	50.5	(60.5)	2.07	(2.37)	73.3	(64.7)
鉄鋼	1	(4)	276.5	(451.0)	1	(1)	4	(4)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	6.0	(6.0)	2.17	(1.33)	100.0	(25.0)
非鉄金属	7	(7)	583.0	(591.0)	3	(5)	7	(9)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	13.0	(19.0)	2.23	(3.21)	71.4	(85.7)
金属製品	44	(42)	4,365.0	(4,187.5)	26	(26)	44	(48)	5.0	(3.0)	1.0	(0.0)	99.0	(101.5)	2.27	(2.42)	59.1	(59.5)
電気機械器具	48	(50)	21,030.0	(20,691.0)	125	(125)	229	(215)	13.0	(10.0)	4.0	(3.0)	487.5	(471.5)	2.32	(2.28)	62.5	(64.0)
その他機械器具	101	(99)	16,316.5	(16,121.5)	66	(63)	179	(172)	17.0	(20.0)	5.0	(6.0)	322.0	(311.0)	1.97	(1.93)	53.5	(53.5)
その他	36	(35)	5,216.0	(5,444.0)	22	(18)	66	(75)	6.0	(6.0)	1.0	(1.0)	113.5	(114.5)	2.18	(2.10)	66.7	(62.9)
電気・ガス・熱供給	2	(2)	253.5	(247.5)	0	(0)	4	(4)	2.0	(1.0)	0.0	(0.0)	5.0	(4.5)	1.97	(1.82)	50.0	(50.0)
情報通信業	18	(18)	3,084.5	(2,904.0)	8	(9)	25	(18)	1.0	(2.0)	0.0	(0.0)	41.5	(37.0)	1.35	(1.27)	27.8	(44.4)
運輸業、郵便業	110	(108)	14,311.5	(13,980.5)	59	(63)	170	(160)	28.0	(29.0)	6.0	(8.0)	305.0	(304.5)	2.13	(2.18)	65.5	(70.4)
卸売業、小売業	131	(138)	20,559.0	(20,677.5)	69	(73)	194	(190)	88.0	(75.0)	18.0	(13.0)	385.0	(380.0)	1.87	(1.84)	48.1	(40.6)
金融業、保険業	13	(12)	8,730.5	(8,917.0)	44	(43)	99	(102)	22.0	(24.0)	3.0	(3.0)	199.5	(201.5)	2.29	(2.26)	69.2	(66.7)
不動産業、 賃貸業	11	(11)	1,514.5	(1,501.0)	6	(8)	12	(12)	3.0	(5.0)	1.0	(1.0)	26.0	(31.0)	1.72	(2.07)	54.5	(72.7)
学術研究、 専門・技術サービス業	17	(17)	2,283.5	(2,204.0)	6	(7)	18	(16)	4.0	(4.0)	2.0	(2.0)	33.0	(33.0)	1.45	(1.50)	41.2	(47.1)
宿泊業、 飲食サービス業	34	(37)	8,442.5	(8,733.5)	49	(41)	86	(86)	45.0	(44.0)	14.0	(9.0)	213.5	(194.5)	2.53	(2.23)	64.7	(59.5)
生活関連サービス業、 娯楽業	29	(30)	5,572.0	(5,533.0)	19	(21)	53	(52)	23.0	(17.0)	8.0	(5.0)	106.5	(105.0)	1.91	(1.90)	34.5	(33.3)
教育、学習支援業	22	(21)	2,978.5	(2,963.5)	11	(10)	23	(23)	6.0	(7.0)	2.0	(2.0)	49.0	(47.5)	1.65	(1.60)	45.5	(33.3)
医療、福祉	247	(236)	34,751.0	(33,568.5)	164	(167)	500	(520)	608.0	(458.0)	162.0	(132.0)	1,213.0	(1,149.0)	3.49	(3.42)	71.7	(72.0)
複合サービス事業	15	(16)	5,588.0	(5,765.5)	25	(24)	56	(55)	18.0	(16.0)	9.0	(8.0)	119.5	(115.0)	2.14	(1.99)	46.7	(50.0)
サービス業	147	(147)	17,620.0	(15,598.0)	44	(44)	166	(154)	33.0	(29.0)	6.0	(5.0)	273.5	(259.0)	1.55	(1.66)	48.3	(48.3)
計	1,224	(1,221)	200,269.5	(196,375.0)	870	(868)	2,223	(2,205)	963.0	(786.0)	254.0	(210.0)	4,571.5	(4,439.0)	2.28	(2.26)	59.0	(58.3)

[注] (2)に同じ。